

# 社会福祉法人平田保育会

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人平田保育会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬総額は、年間80万円以内とする。

- 2 この法人の役員の報酬は、理事会等への出席のほか、その職務に関わる業務の都度、1人一律、日額6,000円とする。ただし、4時間未満については1人一律、日額3,000円とする。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会等への出席の都度、1人一律、日額6,000円とする。ただし、4時間未満については1人一律、日額3,000円とする。

### (報酬等の支給日)

第5条 役員及び評議員の報酬は理事会等及び評議員会に出席した都度支払うものとする。ただし、理事については会長が別に定める日に支給する。

### (費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 前項の費用のうち、役員及び評議員による理事会等の会議への出席その他の職務執行に要する旅費の額は、この法人の旅費規程の基準に基づいて算定する。

### (報酬等及び費用の支給方法)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等及び費用は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成30年7月20日から施行する。